

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準

制定 平成 2 年 4 月 1 日
改正 平成 7 年 4 月 1 日
平成 7 年 11 月 1 日
平成 9 年 12 月 1 日
平成 10 年 7 月 3 日
平成 11 年 8 月 31 日
平成 14 年 4 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 18 年 6 月 16 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日
平成 25 年 6 月 1 日
平成 28 年 3 月 15 日
平成 31 年 3 月 26 日
令和 4 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

この基準は、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 3 条第 4 項の規定により、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるほか、指導要綱第 2 条に定めるところ又は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「最終処分基準省令」という。）の例によるものとする。

- (1) 中間処理施設 事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第 7 条第 1 項から第 1 3 号の 2 までに掲げる産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設等をいう。
- (2) 再生利用施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第 9 条第 2 号又は第 1 0 条の 3 第 2 号の規定による指定を受けようとする者又は指定を受けている者が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設をいう。

第 3 積替保管施設

産業廃棄物の積替保管施設に係る維持管理に関する基準は、政令及び省令の規定によるほか、次のとおりとする。

1 囲い等

- (1) 施設の周囲には、みだりに人が積替保管施設に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (2) 囲い等が破損した場合は、直ちに補修すること。
- (3) 出入口は、作業終了後及び作業員等が不在の時は、閉鎖し、施錠すること。

2 表示等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

- (2) 連絡先は、責任をもって対処しうる者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。
- (3) 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修すること。

3 飛散、流出及び地下浸透の防止

- (1) 施設の外に産業廃棄物が飛散、流出又は地下浸透しないようにすること。
- (2) 産業廃棄物が雨水と接触し、汚水が流出することがないように必要な措置を講ずること。

4 悪臭防止

- (1) 施設の敷地外に悪臭が発散しないようにすること。
- (2) 悪臭の発散するおそれがある場合には即時防臭剤の散布その他必要な措置が講じられよう準備しておくこと。

5 防火

- (1) 可燃性産業廃棄物の積替え又は保管に当たっては、火災の発生を防止するための必要な措置を講じること。また、消火器その他の消火設備を備えておくとともに、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (2) 施設内での火気の使用を厳禁すること。

6 衛生害虫等の発生防止

- (1) 施設の敷地内にねずみ、蚊、はえ等が発生しないようにすること。
- (2) 害虫等が発生するおそれがある場合には即時防虫剤の散布その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。

7 騒音、振動及び粉じんの防止

産業廃棄物の運搬に使用する車両（以下「運搬車両」という。）及び積替保管作業に使用する機械により周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

8 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずること。また、隣接地の雨水等が適切に排水されるよう点検を行うこと。

9 使用道路（搬入経路となる国道、県道又は市町村道を含む。）の安全確保等

- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行速度を保ち、極力通学時間帯を避けて走行すること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

10 記録及び保存

- (1) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成すること。
- (2) (1)に規定する記録並びに法第14条第17項及び第14条の4第18項の規定による帳簿については、年度ごとに取りまとめ、5年間保存すること。

11 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入された産業廃棄物について、積替え又は保管できる品目以外の物の混入及び保管上限を超える産業廃棄物の搬入を避けるため並びに排出事業者を確認するため、次により管理すること。

- (1) 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が積替え又は保管できる品目であるかを確認すること。
- (2) 積替え又は保管できる品目以外の産業廃棄物が荷降しされた場合は、速やかに除去すること。
- (3) 積替え又は保管できる品目以外の産業廃棄物が付着した物及び保管上限を超える量の産業廃棄物が搬入されないよう排出事業者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。
- (4) 排出事業者及び搬入品目については、契約内容を事前に確認するとともに、産業廃棄物管理票の写しと

照合し、これらが不明の場合は、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

12 種類ごとの保管

積替え又は保管に当たっては、産業廃棄物の種類又は性状の異なる物を混合しないこと。

13 施設への搬入及び搬出

- (1) 他の収集運搬業者の搬入又は搬出は原則として認めないこと。ただし、16の規定により管理事務所を運営する場合は、この限りではない。
- (2) 前号ただし書きの規定により他の収集運搬業者の搬入又は搬出を認める場合にあっては、施設設置者は、積替保管する産業廃棄物について、搬入又は搬出のいずれかの区間に係る運搬の委託を受けていること。
- (3) 積替保管施設から、他の積替保管施設への搬出を行わないこと。
- (4) 搬出先は、中間処理施設、再生利用施設又は最終処分場ごとに明確であること。

14 保管期間

保管期間は、保管能力等を考慮し、できるだけ短期間とすること。なお、有機性汚泥又は動植物性残さ等腐敗性の産業廃棄物については、季節的条件等を考慮し、悪臭等が発生しないよう速やかに搬出すること。

15 事故の防止

- (1) 事故の発生を防止するために、常に、巡回監視及び点検を実施すること。
- (2) 台風、大雨等による事故の発生を防止するため、台風、大雨等の際には施設内を巡回監視し、産業廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講じるなど事故の未然防止を図ること。

16 管理事務所

13(1)ただし書きの規定による管理事務所の運営は、次によること。

- (1) 施設を適切に管理する責任者を常駐させること。
- (2) 事務所内の見やすい場所に、許可証（写し）及び積替保管場所ごとに保管できる産業廃棄物の品目及び保管上限を明示した図面を掲示すること。
- (3) 積替え又は保管を受託した産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し及び10に規定する書類等を、求めに応じて速やかに提示できるよう、常に備えておくこと。
- (4) 毎日の営業終了時点における産業廃棄物の品目ごとの保管量を記録し、求めに応じて速やかに提示できるよう、常に備えておくこと。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画は、事業場の実状に十分配慮したきめ細かいものとし、産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設（以下「中間処理施設等」という。）に関する基準は、当該維持管理に関する計画、政令及び省令の規定によるほか、次に掲げるものとする。

1 囲い等

第3の1の例によること。

2 表示等

第3の2の例によること。

3 飛散、流出及び悪臭防止

- (1) 搬入された産業廃棄物並びに中間処理及び再生利用（以下「中間処理等」という。）後の産業廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭を発散させないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 搬入された産業廃棄物及び中間処理等後の産業廃棄物が、雨水と接触し、汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。

4 防火

第3の5の例によること。

5 衛生害虫等の発生防止

第3の6の例によること。

6 騒音、振動及び粉じん防止

著しい騒音、振動及び粉じんの発生により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

7 雨水等の流入防止

第3の8の例によること。

8 使用道路の安全確保

第3の9の例によること。

9 記録及び保存

- (1) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成すること。
- (2) (1)に規定する記録並びに法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項の規定による帳簿については、年度ごとに取りまとめ、5年間保存すること。
- (3) (1)及び(2)に規定する書類等は、求めに応じて速やかに提示できるよう、管理事務所等に常に備えておくこと。

10 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入された産業廃棄物について、中間処理等できる品目以外の物の混入を避けるため又は排出事業者を確認するため、次により管理すること。

- (1) 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が中間処理等できる品目であるかを確認すること。
- (2) 中間処理等できる品目以外の産業廃棄物が荷降しされた場合は、速やかに除去すること。
- (3) 中間処理等できる品目以外の産業廃棄物が混合して搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。
- (4) 排出事業者又は搬入品目については、契約内容を事前に確認するとともに、産業廃棄物管理票の写しと照合し、これらが不明の場合は、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

11 産業廃棄物の性状の確認

- (1) 事業者が行った中間処理後の産業廃棄物（他の中間処理施設等において全量処理する場合を除く。）については、表-1に掲げる分析検査を年1回以上行うこと。
- (2) 産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物再生利用業者は、産業廃棄物を受け入れる前に、自ら又は事業者が行った表-1に掲げる産業廃棄物の種類ごとの分析検査結果により、中間処理等ができる物であることを確認すること。また、継続管理として、上記確認を年1回以上行うこと。
- (3) (1)及び(2)の規定に関わらず、同一の生産工程等から排出し、性状が変わらないと認められる産業廃棄物については、使用原料、製品製造工程表、産業廃棄物排出過程等を明らかにした書類等で確認し、かつ、分析値が基準値に比較して十分低い値で安定している場合に限り、分析項目の一部を省略することができる。
- (4) (1)及び(2)の分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

12 施設の管理

施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。

13 放流水の検査

- (1) 施設からの排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものにするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (2) 放流水の水質が表-2に掲げる項目及び水質基準に適合するよう維持管理すること。ただし、下水道等に放流する場合は、これらの基準によること。

14 排ガスの検査

施設の煙突等から排出されるガスについて、大気汚染に関し、生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に検査等を行うこと。

15 事故の防止

第3の15の例によること。

16 管理事務所

- (1) 事務所内の見やすい場所に許可証（写し）、処理施設の処理工程等を掲示しておくこと。
- (2) 帳簿、産業廃棄物管理票の写し等を備えておくこと。

第5 最終処分場

法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画は、事業場の実状に十分配慮したきめ細かいものとし、遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場に関する基準は、当該維持管理に関する計画、政令、省令、最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府令・厚生省令第2号）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

1 共通基準

- (1) 囲い等
第3の1の例によること。
- (2) 表示等
第3の2の例によること。
- (3) 最終処分場を表示する区域杭等
処分場区域及び埋立区域を表示する区域杭は、常に明確にしておくこと。
- (4) 飛散及び流出の防止
埋立地の外に風雨等により廃棄物が飛散又は流出しないよう即日覆土及び転圧締め固めを行うほか、飛散防止ネットを設ける等の措置を講じること。
- (5) 悪臭の防止
最終処分場の外に悪臭が発散しないよう即日覆土及び防臭剤の散布を行う等の措置を講じること。
- (6) 防火
イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
ロ 埋立地内での火気の使用を厳禁すること。
ハ 可燃性の発生ガスの排除等の設備を設けること。
ニ 消火器、貯水槽散水器等の設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (7) 衛生害虫等の発生防止
ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう即日覆土、薬剤の散布を行う等の措置を講じること。
- (8) 騒音、振動及び粉じんの防止
廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。
- (9) 雨水流入の防止
雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地については、埋立地に雨水が流入しないよう必要な措置を講じること。

(10) 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂等の除去その他の措置を講じること。

(11) 隣接地の雨水等の処理

隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう必要な措置を講じること。

(12) のり面の保護

イ のり面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。

ロ のり面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講じること。

(13) 使用道路の安全確保等

第3の9の例によること。

(14) 処分能力に見合った埋立処分の管理

イ 搬入された廃棄物について当日に締め固め、整地、覆土等の措置が講じられるよう計画的に埋立てすること。

ロ 埋立処分は、産業廃棄物及び覆土の厚さを表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。

ハ 埋立地を变形又は改造したり、廃棄物の各層の埋立高を超えて埋立処分を行わないこと。

(15) 記録及び保存

イ 埋立地（遮断型最終処分場にあつては、埋立処分を行っている区画）に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

ロ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、状況を把握しておくこと。

ハ イ及びロに規定する記録等並びに法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項の規定による帳簿については、年度ごとに取りまとめ、5年間保存すること。

ニ イからハまでの書類等は、求めに応じて速やかに提示できるよう管理事務所等に常に備えておくこと。

(16) 搬入時の産業廃棄物の確認

第4-10の例によること。

(17) 県外からの産業廃棄物の確認

県外から排出される産業廃棄物を埋立処分しようとする場合は、次により確認した後に行うこと。

イ 指導要綱第14条に規定する施設計画等協議書において計画された産業廃棄物については、翌年度からは年度当初に事業者から、県外の排出事業所ごとに、搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状、搬入量等を明らかにした書類を提出させ、保健所長を経由の上知事と協議し、適正に埋立処分できることを確認すること。

ロ 指導要綱第14条に規定する施設計画等協議書において計画されていない産業廃棄物については、原則として、受入れしないこととするが、受入れしようとするときは、埋立処分する60日前（翌年度からは年度当初）に、事業者から、県外の排出事業所ごとに、搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状、搬入量等を明らかにした書類を提出させ、保健所長を経由の上知事と協議し、適正に埋立処分ができることを確認すること。

(18) 地下水の水質検査

水質検査結果で異常が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、知事と協議の上必要な措置を講ずること。

(19) 河川等の水質検査

- イ 定期的に放流先又は排水先の河川等の水質検査を行うこと。
- ロ 水質検査については表－２に掲げる項目を年１回以上、原則として同表の分析方法により行うこと。
- ハ 水質検査は、埋立処分開始前にそれぞれの項目について１回以上は実施しておくこと。
- ニ 水質検査結果で異常が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、知事と協議の上必要な措置を講じること。

(20) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として午前８時３０分から午後５時までの時間外には、埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(21) 事故の防止

第３の１５の例によること。

(22) 管理事務所

- イ 事務所内の見やすいところに許可証（写し）、埋立計画図等を掲示しておくこと。
- ロ 届出書（写し）、帳簿、産業廃棄物管理票の写し等を備えておくこと。

(23) 廃止の措置

廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

- イ 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- ロ 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ハ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- ニ 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。
- ホ 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

(24) 跡地利用

跡地利用については、関係市町村等と協議の上、適切な跡地利用に努めること。ただし、遮断型最終処分場については跡地利用は行わないこと。

2 遮断型最終処分場の個別基準

(1) 廃棄物の性状の確認

- イ 表－１の産業廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分できる産業廃棄物を埋め立てる場合には、産業廃棄物の性状を確認すること。
- ロ 事業者が自ら埋立処分を行う場合については、表－１に掲げる分析項目について、埋立処分開始前に、及び継続管理として月１回以上、分析検査を行い、埋立処分ができる産業廃棄物であることを確認すること。
- ハ 産業廃棄物処理業者については、受け入れる前に、及び継続管理として月１回以上、事業者が行った表－１に掲げる産業廃棄物の種類ごとの分析結果により、埋立処分できる産業廃棄物であることを確認すること。
- ニ ロ及びハの分析結果による確認結果は、最終処分場閉鎖後１０年間保存すること。

(2) 閉鎖後の管理

最終処分基準省令第２条第２項第１号ニの規定により閉鎖した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、同ニの規定により閉鎖した区画）については、覆いを月１回以上点検し、覆いの破損又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれのあると認められる場合には、速やかにこれらを防止するために必要な措置を講ずること。

3 管理型最終処分場及び安定型最終処分場の個別基準

- (1) 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立てを行おうとする区画）にたまっている水は、埋立処分開始前に排除すること。
- (2) 擁壁等の保全
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を月1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずること。
- (3) 遮水工の管理
 - イ 埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-3-(2)-イ-(1)又は(ロ)（aからcまでを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。
 - ロ 産業廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止できる遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講ずること。
- (4) 調整池の管理
定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
- (5) 放流水等の管理
放流水等の管理は、次により行うこと。
 - イ 放流水の水質について表-2に掲げる項目がそれぞれの水質基準に適合するよう維持管理すること。ただし、安定型最終処分場にあつては、浸透水の水質について表-3に掲げる項目がそれぞれの水質基準に適合するよう維持管理すること。
 - ロ 浸出液処理設備（産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-3-(2)-ニ-(1)のただし書に規定する安定型最終処分場については、貯留槽）の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合及び水質検査結果で異常が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、知事と協議の上必要な措置を講ずること。
 - ハ 安定型最終処分場にあつては、次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - (イ) 浸透水が表-3に掲げる地下水等検査項目のいずれかについて基準に適合していないとき。
 - (ロ) 浸透水が表-3に掲げる項目のうち(27)又は(28)の項目について基準に適合していないとき。
- (6) 湧水の管理
湧水対策のための集水設備が施されている場合には、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合には、水質分析等を行い、その原因究明を行い、及び改善措置を講ずること。
- (7) 記録及び保存
 - 1-(15)-イ、ロ、ハのほか、次に掲げる事項について別に記録し、これを当該廃棄物処理施設（当該廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置くこと。
 - イ 安定型最終処分場にあつては、省令第12条の7の5第6号の規定のほか、次によること。ただし、浸出水処理設備が設けられていないものについては(ハ)に掲げる事項を除く。
 - (イ) 3-(3)-ロの規定による点検に関する次に掲げる事項（遮水工の点検等）
 - a 当該点検を行った年月日及びその結果
 - b 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及びその措置の内容
 - (ロ) 3-(4)の規定による措置に関する次に掲げる事項（調整池の点検等）

- a 当該点検を行った年月日及びその結果
 - b 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及びその措置の内容
 - (ハ) 3-(5)-イ-(ロ)の規定による措置に関する次に掲げる事項（浸出液処理設備の点検等）
 - a 当該点検を行った年月日及びその結果
 - b 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及びその措置の内容
 - ロ 管理型最終処分場にあつては、省令第12条の7の5第7号の規定によること。
- (8) 記録の閲覧
- イ (7)-イ、ロの記録は、省令第12条の7の4の規定によるほか、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める日までに備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
 - (イ) イ-(イ)-a、(ロ)-a及び(ハ)-aに掲げる事項；当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - (ロ) イ-(イ)-b、(ロ)-b及び(ハ)-bに掲げる事項；当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - ロ 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
 - ハ 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
- (9) 開口部の閉鎖
- イ 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画）は、その表面を土砂その他これに類する覆いで1m以上転圧締め固めする等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地については、産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-3-(2)-イ-(イ)-aの(a)から(c)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。
 - ロ イの規定により閉鎖した埋立地については、イに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 通気装置の管理
- 腐敗物を含む産業廃棄物の埋立地については、通気装置を月1回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除すること。
- (11) 産業廃棄物の性状の確認
- イ 表-1の産業廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分できる産業廃棄物を埋め立てる場合には、産業廃棄物の性状を確認すること。
 - ロ 事業者が自ら埋立処分をする場合には、表-1に掲げる分析項目について、埋立処分開始前に、及び継続管理として年1回以上、分析検査を行い、埋立処分できる産業廃棄物であることを確認すること。
 - ハ 産業廃棄物処理業者が埋立処分を行う場合には、埋立処分開始前に、及び継続管理として年1回以上、事業者が行った表-1に掲げる分析項目についての分析検査結果により、埋立処分できる産業廃棄物であることを確認すること。
 - ニ ロ及びハの規定に関わらず、同一の生産工程等から排出し、性状が変わらないと認められる産業廃棄物については、使用原料、製品製造工程表、産業廃棄物排出過程等を明らかにした書類等で確認し、かつ、分析値が基準値に比較して十分低い値で安定している場合に限り、分析項目の一部を省略することができる。
- (12) 中間覆土
- イ 産業廃棄物の厚さは、管理型最終処分場にあつては各層2m以下、安定型最終処分場にあつては各層3m以下とし、各層の間に土砂による中間覆土を0.5m以上行うこと。

- ロ 腐敗物を埋め立てる場合には、産業廃棄物の厚さは、0.5 m以下とすること。
 - ハ 中間覆土の施工が支障なく行われるよう、産業廃棄物の搬入を計画的に行うこと。
 - ニ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。
- (13) 建設工事汚泥等の有害物質を含まず、性状が安定していると認められるものについては、産業廃棄物の性状の確認及び中間覆土の管理について、知事と協議の上、一部省略できるものとする。
- (14) 廃止の措置
- イ 安定型最終処分場の廃止の技術上の基準については、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては1の(23)の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。
 - (イ) 埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
 - (ロ) 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温なっていないこと。
 - (ハ) 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-3-(1)-イの例によること。
 - (ニ) 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。
 - (ホ) 地下水等の水質検査の結果、それぞれ次のいずれかにも該当しないと認められること。ただし、(ハ)の規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。
 - a 地下水等の水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る表-3に掲げる基準に現に適合していないこと。
 - b 埋立処分開始前及び埋立処分開始後における地下水等の水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、当該地下水等検査項目に係る表-3に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。
 - (ヘ) 浸透水の水質に係る表-3に掲げる項目について行われた水質検査の結果が基準に適合していること。
 - (ト) 厚さが1 m以上の転圧締め固め等された土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。
 - ロ 管理型最終処分場の廃止の技術上の基準については、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては1の(23)の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。
 - (イ) イ(イ)から(ホ)までの例によること。
 - (ロ) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、a及びbに掲げる項目についてそれぞれa及びbに掲げる頻度で2年（埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以降の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-3-(2)-ロ-イただし書に規定する埋立地については、この限りでない。
 - a 排水基準等に係る項目（bに掲げる項目を除く。）；6月に1回以上
 - b 表-2に規定する(30)から(33)まで及び(43)（別表第2備考4に規定する場合に限る。）の項目；3月に1回以上
 - (ハ) 3-(9)-イに規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。
 - (ニ) 3-(9)-イただし書に規定する覆いについては、沈下亀裂その他の変形が認められないこと。
 - (ホ) 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-3-(2)（ロ(ロ)から(ニ)、ハからトを除く。）の例によること。
 - (ヘ) 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準第5-1-(4)-イの例によること。

表-1 (第4-11, 第5-2-(1), 第5-3-(11)関係)

分析項目	廃棄物の種類					基準
	汚泥・処分 するため に処理 したもの (廃酸・ 廃アル カリ以 外)	燃え殻・ば いじん	鉱さい	廃酸・廃ア ルカリ	廃PCB 等・PCB 汚染物又 はPCB 処理物	
	※2	※2	※2			
水素イオン濃度	○			○		pH2.0以下 pH12.5以上
含水率	○					85%以下
有害物質含有量試験※1	アルキル水銀化合物※3			○		不検出
	水銀又はその化合物			○		0.05mg/l以下
	カドミウム又はその化合物			○		0.3mg/l以下
	鉛又はその化合物			○		1mg/l以下
	有機リン化合物			○		1mg/l以下
	六価クロム又はその化合物			○		5mg/l以下
	砒素又はその化合物			○		1mg/l以下
	シアン化合物			○		1mg/l以下
	ポリ塩化ビフェニル			○		0.03mg/l以下
					○	0.5mg/kg以下(廃油の場合) 0.03mg/l以下 (廃酸・廃アルカリの場合)
	トリクロロエチレン			○		1mg/l以下
	テトラクロロエチレン			○		1mg/l以下
	ジクロロメタン			○		2mg/l以下
	四塩化炭素			○		0.2mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン			○		0.4mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン			○		10mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン			○		4mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン			○		30mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン			○		0.6mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン			○		0.2mg/l以下
チウラム			○		0.6mg/l以下	
シマジン			○		0.3mg/l以下	
チオベンカルブ			○		2mg/l以下	
ベンゼン			○		1mg/l以下	
セレン又はその化合物			○		1mg/l以下	
1,4-ジオキサン			○		5mg/l以下	
ダイオキシン類	○	○		○	3ng-TEQ/g以下 (廃酸・廃アルカリ以外の場合) 100pg-TEQ/l以下 (廃酸・廃アルカリの場合)	
	※4	※4				
有害物質溶出試験※1	アルキル水銀化合物※3	○	○	○		不検出
	水銀又はその化合物	○	○	○		0.005mg/l以下
	カドミウム又はその化合物	○	○	○		0.09mg/l以下
	鉛又はその化合物	○	○	○		0.3mg/l以下
	有機リン化合物	○				1mg/l以下
	六価クロム又はその化合物	○	○	○		1.5mg/l以下
	砒素又はその化合物	○	○	○		0.3mg/l以下
	シアン化合物	○				1mg/l以下
	ポリ塩化ビフェニル	○			○	0.003mg/l以下
	トリクロロエチレン	○				0.1mg/l以下
	テトラクロロエチレン	○				0.1mg/l以下
	ジクロロメタン	○				0.2mg/l以下
	四塩化炭素	○				0.02mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	○				0.04mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン	○				1mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○				0.4mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン	○				3mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	○				0.06mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン	○				0.02mg/l以下
	チウラム	○				0.06mg/l以下
シマジン	○				0.03mg/l以下	
チオベンカルブ	○				0.2mg/l以下	
ベンゼン	○				0.1mg/l以下	
セレン又はその化合物	○	○	○		0.3mg/l以下	
1,4-ジオキサン	○	○			0.5mg/l以下	

※1 含有量試験及び溶出試験は、昭和48年環境庁告示第13号による。

※2 含有量試験で不検出であった項目については溶出試験を行わなくともよい。

※3 水銀又はその化合物が不検出であったものについてはアルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。

※4 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻並びに廃ガス洗浄施設から排出された汚泥に限って適用する。また、平成12年1月15日に現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、セメント個化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、若しくは成形したものを十分に養生して固化する方法、薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法又は酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、若しくは精練工程において重金属を回収する方法により処分を行った場合はこれを適用しない。

注 明らかに有害物質を含まず性状が安定していると認められる廃棄物については使用原料、製品製造工程表、廃棄物排出過程等を明らかにした書類を提出させることにより、第4の11の(3)及び第5の3の(11)に規定する確認は、次の表の分析検査項目により行うことができるものとする。

項目	汚泥		燃え殻	ばいじん	鉍さい
	有機	無機			
水素イオン濃度	○	○	○	○	○
含水率	○	○			
鉍物油		○			
動植物油	○				

表-2 (第4-13, 第5-1-(19), 第5-3-(5)-イ, 第5-3-(14)-ロ関係)

項 目	許 容 限 度
1 カドミウム及びその化合物	0.03mg/l
2 シアン化合物	1mg/l
3 有機燐化合物 (パラチオン,メチルパラチオン,メチルメトン及びE P Nに限る)	1mg/l
4 鉛及びその化合物	0.1mg/l
5 六価クロム化合物	0.5mg/l
6 砒素及びその化合物	0.1mg/l
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l
10 トリクロロエチレン	0.1mg/l
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/l
12 ジクロロメタン	0.2mg/l
13 四塩化炭素	0.02mg/l
14 1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/l
15 1, 1-ジクロロエチレン	1mg/l
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/l
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/l
19 1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
20 チウラム	0.06mg/l
21 シマジン	0.03mg/l
22 チオベンカルブ	0.2mg/l
23 ベンゼン	0.1mg/l
24 セレン及びその化合物	0.1mg/l
25 ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/l 海域に排出されるもの 230mg/l
26 ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/l 海域に排出されるもの 15mg/l
27 アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/l
28 1, 4-ジオキサン	0.5mg/l
29 ダイオキシン類	10pg-TEQ/l
30 水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6 海域に排出されるもの 5.0~9.0
31 生物化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/l
32 化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/l
33 浮遊物質	200 (日間平均 150) mg/l
34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/l
35 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l
36 フェノール類含有量	5mg/l
37 銅含有量	3mg/l
38 亜鉛含有量	2mg/l
39 溶解性鉄含有量	10mg/l
40 溶解性マンガン含有量	10mg/l
41 クロム含有量	2mg/l
42 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
43 窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/l
44 燐含有量	16 (日間平均 8) mg/l

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 (30)から(44)までの項目についての排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満である中間処理施設及び再生利用施設を設置する事業場に係る排出水については適用しない。
- 3 (31)の項目についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、(32)の項目についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 4 (43)の項目についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 (44)の項目についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 6 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年宮城県条例第40号）別表第1の表の第1欄に掲げる区域に、同表の第2欄に掲げる特定事業場に該当する産業廃棄物処理施設から排出される排出水についての排水基準は、この表及び備考2のかかわらず、同条例第1号に規定する特別排水基準とする。
- 7 分析方法は、環境大臣が定める方法及びその定めのないものについては、工場排水試験法によること。
- 8 放流水等の水質検査頻度は、(1)から(29)までの項目については年1回以上、(30)から(44)までの項目については月1回以上とする。河川等の水質検査頻度は、(1)から(44)までの項目について年1回以上とする。
- 9 管理型最終処分場の放流水の基準は、(31)及び(33)の項目については60mg/l、(32)の項目については90mg/lとする。
- 10 水銀又はその化合物が不検出であった場合は、アルキル水銀化合物は分析試験を行わなくてもよい。
- 11 当分の間、(25)から(27)までの項目の規定の適用については、同表の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

海域以外の公共用水域に排出されるもの 10 mg/l	海域以外の公共用水域に排出されるもの 50 mg/l
海域以外の公共用水域に排出されるもの 8 mg/l	海域以外の公共用水域に排出されるもの 15 mg/l
アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 mg/l

- 12 平成25年6月1日において既に設置されている管理型最終処分場の放流水の基準は、当分の間、(28)の項目については10mg/lとする。
- 13 次の表の左欄に掲げる期間における管理型最終処分場の廃止に係る保有水等の水質検査((28)の項目に限る。)については、第5-3-(14)-ロ-(ロ)に規定する「2年（埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更後の2年）以上にわたり行われた」は、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成25年6月1日から平成25年11月30日までの期間	保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる2回以上の
平成25年12月1日から平成26年5月31日までの期間	6月（埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更後の6月）にわたり行われた
平成26年6月1日から平成26年11月30日までの期間	1年（埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更後の1年）にわたり行われた
平成26年12月1日から平成27年5月31日までの期間	1年6月（埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更後の1年6月）にわたり行われた

表-3 (第5-3-(5), 第5-3-(14)-イ関係)

項 目		許 容 限 度
1	アルキル水銀	検出されないこと
2	総水銀	0.0005mg/l
3	カドミウム	0.003mg/l
4	鉛	0.01mg/l
5	六価クロム	0.05mg/l
6	砒素	0.01mg/l
7	全シアン	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.01mg/l
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/l
11	ジクロロメタン	0.02mg/l
12	四塩化炭素	0.002mg/l
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l
15	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l
19	チウラム	0.006mg/l
20	シマジン	0.003mg/l
21	チオベンカルブ	0.02mg/l
22	ベンゼン	0.01mg/l
23	セレン	0.01mg/l
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/l
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l
27	生物化学的酸素要求量	20mg/l
28	化学的酸素要求量	40mg/l

備考

- 1 地下水等検査項目とは、(1)から(26)までの項目をいう。
- 2 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 安定型最終処分場の浸透水の水質検査頻度は、地下水等検査項目については年1回以上、(27)及び(28)の項目については月1回以上とする。
- 4 安定型最終処分場の廃止に係る浸透水の水質検査については、(28)の項目を除く。